

令和元年度決算にかかる
財政健全化判断比率の概要

紋別市 総務部 財政課 財政係
TEL 0158-24-2111 (461・248)
E-mail zaisei@city.mombetsu.lg.jp

1 財政健全化法

地方財政の破たん処理に対応する法律は、昭和 30 年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」（以下、旧法とします。）に基づき行われてきましたが、平成 18 年 6 月に夕張市が財政再建団体に指定されたことを受け、地方財政に対応する新たな仕組みが求められるようになりました。

そのため、財政破たんへの対応だけでなく、財政状況が悪化しつつある地方自治体を早期に健全化し、破たんさせないことを重要な目的として、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法とします。）が成立し、「健全化判断比率」と「資金不足比率」について、監査委員の審査を付し議会に報告し、公表することが義務付けられました。

この健全化法では、普通会計のほか、特別会計や第三セクターにも着目し、住民が将来的に負担する可能性のある負債を含めた指標などが新たに設けられています。

旧法と健全化法の違いは下記図表 1 のとおりです。

★図表 1 旧法と健全化法の比較



参考：小西砂千夫著「自治体財政健全化法」より

2 健全化判断比率・資金不足比率

令和元年度決算にかかる紋別市の健全化判断比率は、**図表 2** のとおりで、いずれの指標も早期健全化基準を下回ったところです。資金不足比率についても、比率が発生した会計はありませんでした。

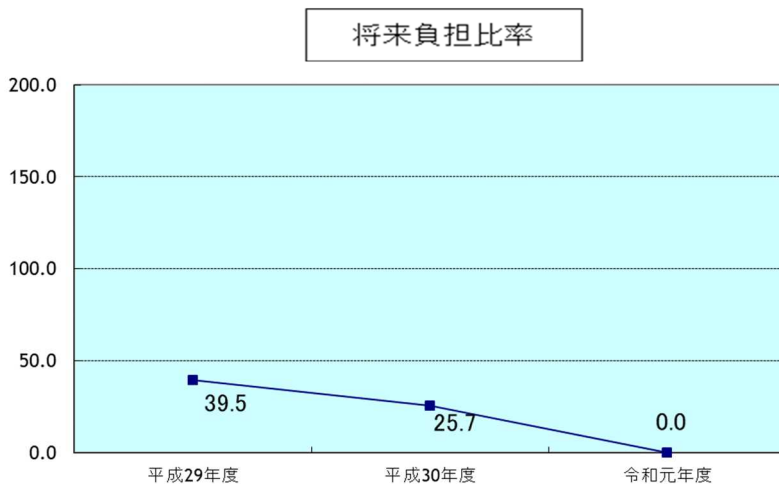
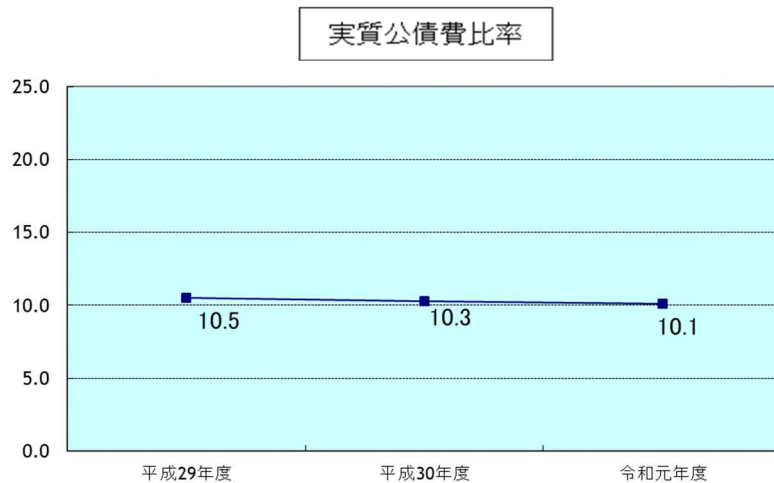
図表 3～図表 7 は、各比率の算定式です。詳細は、それぞれの項目で説明します。

★図表 2 紋別市の健全化判断比率と資金不足比率

	紋別市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.36%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.36%	30.00%
実質公債費比率	10.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

区分	会計の名称	資金不足比率
地方公営企業法 適用企業	水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
地方公営企業法 非適用企業	簡易水道事業特別会計	—
	港湾埋立事業特別会計	—

参考) 実質公債費比率と将来負担比率の動き



★図表 3

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

★図表 4

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率

★図表 5

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{にかかる普通交付税} [\text{基準財政需要額}] \text{算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{にかかる普通交付税} [\text{基準財政需要額}] \text{算入額})}$$

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率 (3か年平均)

★図表 6

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高} \text{にかかる普通交付税} [\text{基準財政需要額}] \text{算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{にかかる普通交付税} [\text{基準財政需要額}] \text{算入額})}$$

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

★図表 7

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{流動負債} + \text{建設改良費以外の経費} \text{にかかる地方債の現在高} - \text{流動資産} - \text{解消可能赤字額}}{\text{事業の規模} - (\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額})}$$

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

3 実質赤字比率

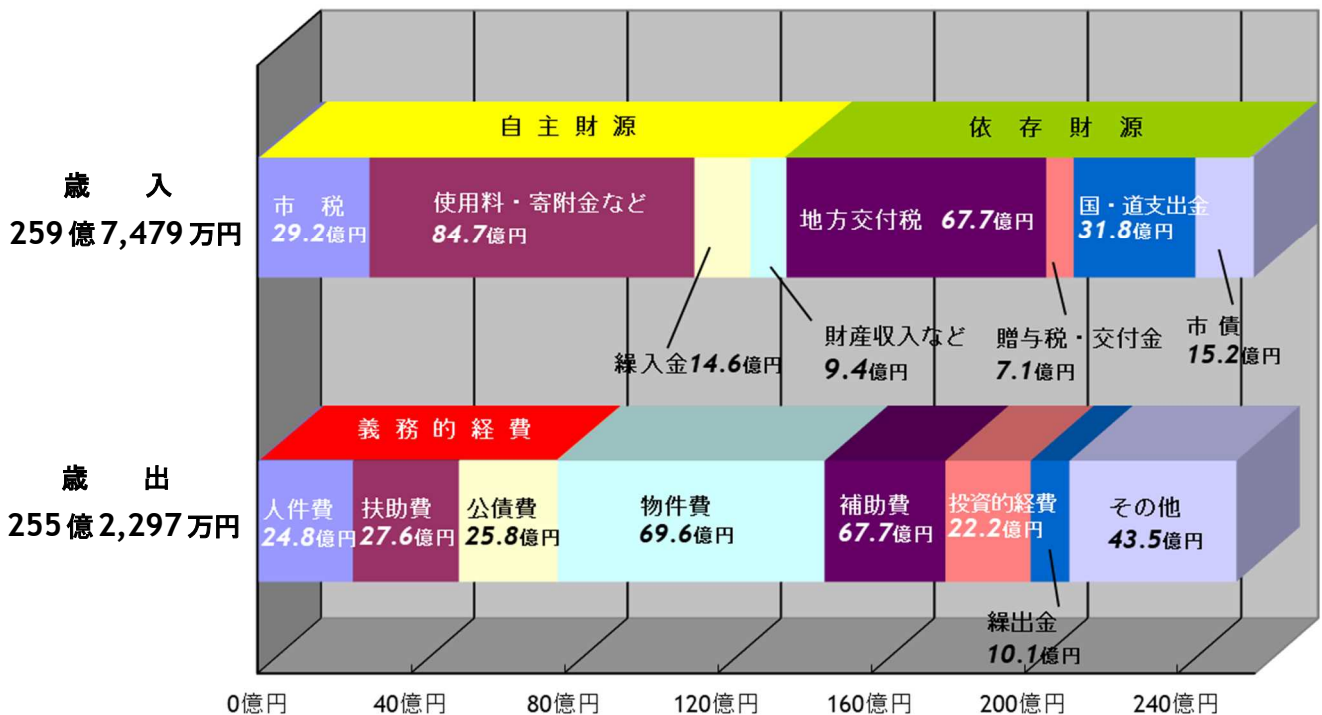
◆実質赤字比率

地方自治体の会計は、公営企業法を適用している会計（民間企業とほぼ同様な発生主義会計）以外は、現金主義会計となっています。発生主義会計の赤字と現金主義会計の赤字とは意味がまったく異なります。発生主義会計の赤字は、当期の収益でコストが回収できず利益が出なかった場合を指します。現金主義会計の赤字は、当期に入ってきた現金で当期に出ていく現金を調達できなかったことを指し、借入金も収入であり、貯金の積立も支出となります。両者の最も相違するところは、建設事業費の扱いです。現金主義会計では建設事業費が支出として出ていく現金なので、全額を歳出として認識しますが、発生主義会計で当期の経費として認識するのは事業費そのものではなく、それにかかる減価償却費のみです。

実質赤字比率は、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに支払いが翌年度となった経費を差し引いたものを標準財政規模で除したものとなります。

紋別市の令和元年度決算は、**図表 8** のとおり、歳入歳出差引額は、4 億 5,182 万円となり、ここから令和 2 年度に繰り越すべき財源 4,595 万 1 千円を控除したものが実質収支となり、4 億 586 万 9 千円の黒字決算となったことから、実質赤字比率は発生しておりません。

★図表 8 一般会計等の歳入・歳出の状況



歳入については、国などからの交付金や補助金、借金である市債などの依存財源が約 47%を占めており、市が自主的に収入できる自主財源は 53%となっています。

ふるさと納税寄附金収入の拡大により自主財源が大きくなっていますが、景気や国の制度に大きく左右される財源であることから安易に頼ることなく、また国の制度の動向を注視する必要があります。

歳出では、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費が 30%を占めており、見た目上硬直性が高い財政構造とは言えませんが、物件費の多くやその他の費用に含まれる積立金は、ふるさと納税寄附金の返礼品や基金への積立金であり、歳出においてもふるさと納税の影響を大きく受けています。

4 連結実質赤字比率

◆連結実質赤字比率

一般会計等のみではなく、特別会計や発生主義会計を採る企業会計を含む全会計の資金不足額の純計の相対的な規模として定義される比率です。

紋別市の場合、水道事業と下水道事業については、発生主義を採っていることから、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引いた額を資金不足（剰余）額と算定*します。図表 10 のとおり水道事業の資金剰余額は3億5,615万2千円、下水道事業会計では1億2,769万8千円となりました。

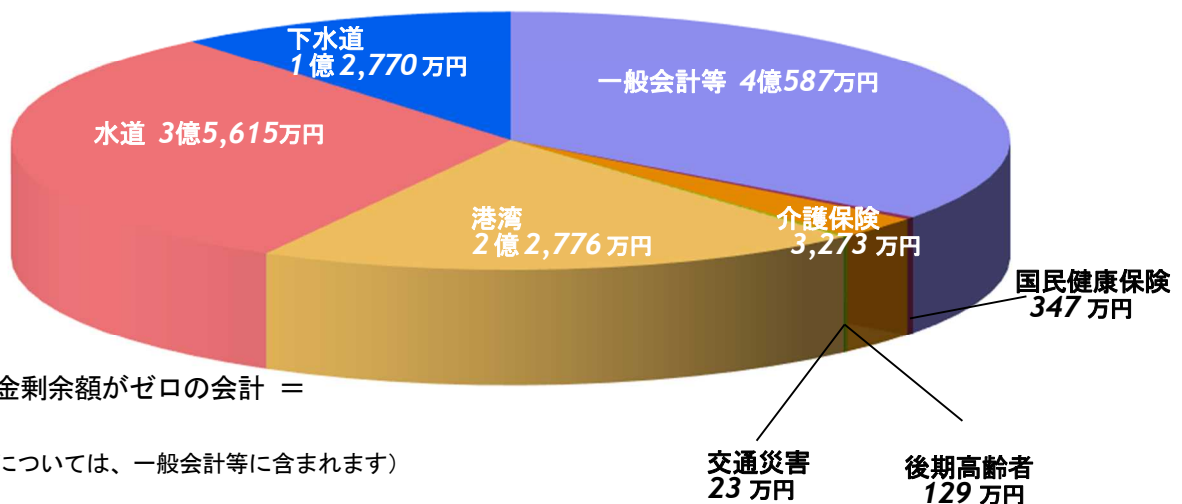
一般会計等と公営企業以外の特別会計については、実質収支の額で算定しており、実質収支がゼロまたは黒字の場合はその額で算定し、赤字の場合は法に基づき、やむを得ない赤字額や解消可能赤字額を、赤字額を限度に控除して算定します。各会計の決算額等は、図表 9 のとおりです。

港湾埋立事業特別会計については、販売用土地の収入見込み額を決算額として算入したことにより、2億2,775万6千円の黒字決算となりました。なお、港湾埋立事業特別会計が保有する販売用土地の内訳については、図表 11 のとおりとなっています。

これらを合計すると、11億5,519万5千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

★図表 9 連結赤字（黒字）額の内訳

連結実質収支額 11億5,520万円



= 実質収支額・資金剰余額がゼロの会計 =
簡易水道事業
(営農用水・土地取得については、一般会計等に含まれます)

★図表 10 企業会計（法適用）の内訳

会計名	流動資産	流動負債	差引（資金剰余）
水道事業	375,123千円	18,971千円	356,152千円
下水道事業	151,173千円	23,475千円	127,698千円

* 会計基準の見直しにより、流動負債のうち翌年度償還企業債については、算定から除外されています。

★図表 11 港湾埋立事業会計の内訳

	販売用土地 面積 (㎡)	評価額 a (千円)	帳簿価格 b (千円)	収入見込額 aとbの低い額
第2ふ頭地区	14,262	56,441	139,126	56,441
第3ふ頭地区	39,781	171,315	195,285	171,315
合計	54,043	227,756	334,411	227,756

※評価額 a は、相続税路線価から販売経費見込額を差し引いた額

※帳簿価格 b は、造成経費に利子・人件費・下水道受益者負担金等を加えた造成原価

5 実質公債費比率

◆実質公債費比率・・・10.1%

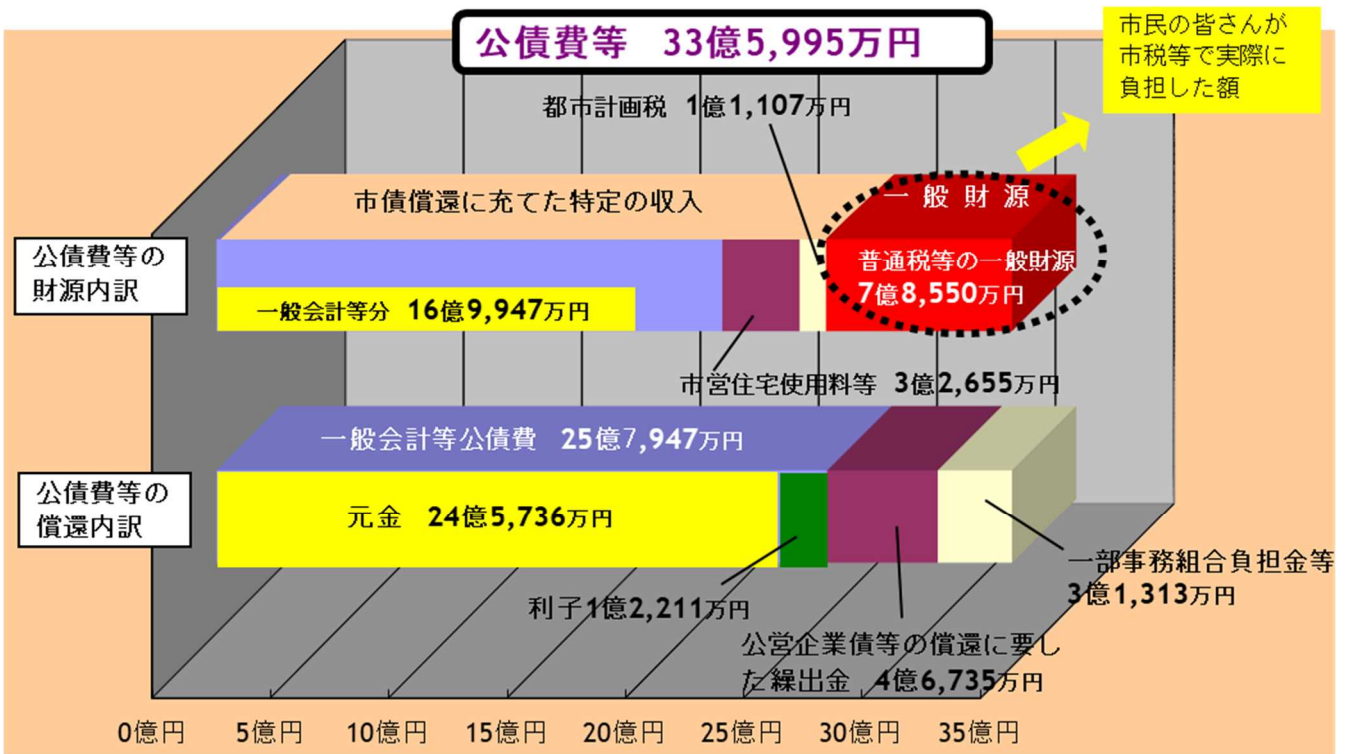
使途が比較的自由な一般財源（標準財政規模）の中で、市債の償還金である公債費や市債に準ずる債務の償還金がどの程度占めているのかを表す指標です。

図表12は、令和元年度の一般会計等が負担した市債元利償還の内訳です。グラフ下段は、公債費の償還内訳で、一般会計等のほか、公営企業債等の償還に充てられたと認められる繰出金（内訳は図表14）、備品等耐久消費財購入など市債に準じる債務負担行為にかかる支出額を示しています。グラフ上段は、公債費に対する収入の内訳です。元利償還金が地方交付税により措置されている額、公営住宅事業債の償還に充てた市営住宅家賃収入、都市計画事業債の償還に充てた都市計画税などです。

これらの収入を控除し、実際に税等で市民の皆さんが負担した額が、上段右端の赤色部分で、公債費等総額の23.0%程度となっています。実質公債費比率は、この赤色部分を分子として、分母を、標準財政規模から公債費償還にかかる地方交付税算入額を控除した額（図表13の98億273万円ーグラフ上段（青色）の21億9,950万円）76億323万円として算出し、それらを3か年平均したものです。

平成30年度は、公債費充当一般財源が大きく伸長したことなどにより、比率算定の分子が増加したため、平成29年度比で0.4ポイント悪化しましたが、3か年平均では0.2ポイント改善しました。

★図表12 公債費の内訳



★図表13 標準財政規模及び実質公債費比率

(単位: 千円、%)

	標準財政規模	実質公債費比率 (単年)
H29	9,644,590	9.90603
H30	9,802,729	10.30426
R1	9,845,462	10.18984
3か年平均		10.1

★図表14 公営企業の繰入金の内訳

(単位: 千円)

水道事業会計	5,709
下水道事業会計	439,173
簡易水道事業特別会計	15,468
港湾埋立事業特別会計	7,303
合計	467,653

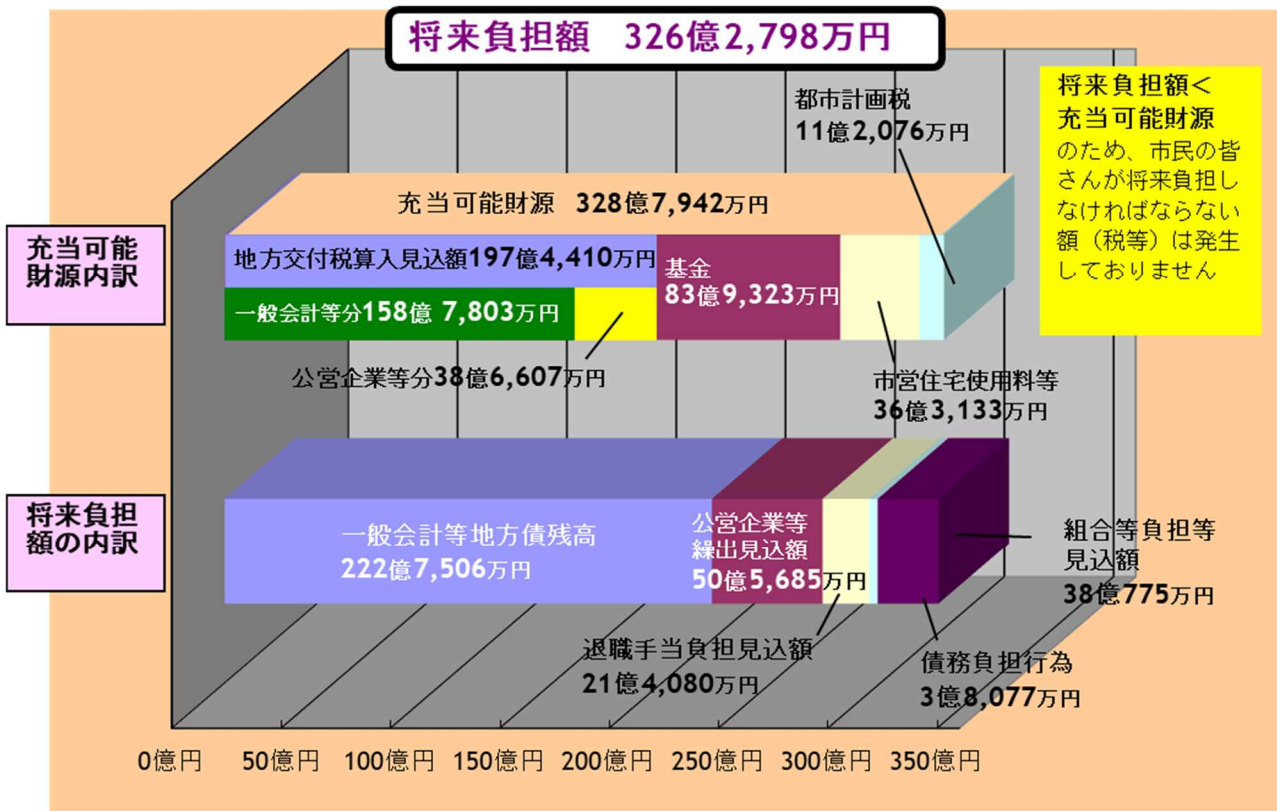
6 将来負担比率

◆将来負担比率

この指標は一般会計等が負担すべき、令和元年度末までに確定している負債がどの程度あるのかを表す指標です。図表15は、将来負担額の内訳です。令和元年度は、将来負担額よりも充当可能財源が（グラフ上段、橙色部分）大きくなっていることから、市民の皆さんが税金等で将来負担しなければならない負担額は、発生しませんでした。

将来負担額は、一般会計等が負担しなければならない債務（元金のみ）という概念ですが、実際に市はどれだけの借金を抱えているか、またこれら債務の償還に要する利子はどの程度になるかを表したものが、図表16です。特別会計や企業会計では、一般会計等からの繰入金以外は、それぞれの料金収入で償還していくこととなります。利子は、5～10年の利率見直しを行うものがあるため、額が確定していないことから、将来負担比率の算定には含まれませんが、現行利率で推移すると仮定した場合の支払い見込み額を記載しています。もちろん利子についても交付税算入があることから、全てが市民の皆さんの負担となるわけではありません。

★図表15 将来負担額の内訳



※一般会計等以外の会計についても、物品等購入の債務負担残高や、退職手当負担見込額などを有しています。

★図表16 市債残高及び利子の純計

会計名	年度末元金残高	小計	会計名	年度末元金残高	小計
	発生見込利子			発生見込利子	
一般会計等	222億7506万円	227億9720万円	下水道事業	71億8652万円	77億3771万円
	5億2214万円			5億5119万円	
簡易水道事業	4億8576万円	5億2479万円	上水道事業	59億7814万円	63億8355万円
	3903万円			4億0541万円	
港湾埋立事業	4億8002万円	4億9203万円	合計	364億0550万円	379億3528万円
	1201万円			15億2978万円	

7 全道他市との比較

紋別市の健全化判断比率を全道都市（35市）と比較したものです。図表17は、再生団体や早期健全化団体となった団体数の内訳です。なお、数値及び団体数等は速報値ですので、今後変更される可能性があります。

（令和2年11月2日現在）

実質赤字比率

一般会計等が赤字決算となった団体は、道内都市ではありませんでした。

紋別市は、約13億円の赤字で早期健全化基準に達する見込みです。財政調整基金への積み立てを実施しておりますので（R02末残高見込額は15億380万円）、当面赤字が発生する心配はありませんが、ガリコ号Ⅲ建造事業などの大型建設事業に対する元金償還が控え、今後新庁舎建設の予定があることから、基金残高を一定程度確保する必要があります。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率が算定された団体は、道内都市ではありませんでした。

紋別市は、約18億円の赤字で早期健全化基準に達する見込みであり、連結赤字の発生を防止するため、下水道といった財政基盤が脆弱な会計では、使用料の徴収率向上に努めます。なお、港湾埋立事業特別会計は、大規模土地売却により、H25年度決算から黒字へ転換していますが、単年度の起債償還額は大きなウエイトを占めており、引き続き比率の動向に注視する必要があります。

実質公債費比率

■ 紋別市 10.1%、全道都市平均 11.0%

実質公債費比率では、地方債の発行の際に知事の許可が必要となる18%に達している団体は、1団体となっています。紋別市は35市中24番目であり、全道都市の中位に位置している団体となっています。最も比率の低い団体は、札幌市で2.2%です。

紋別市では、新庁舎建設事業など多額の市債発行を伴う事業が実施されているほか、今後は一部事務組合負担見込額の増加が予想されることから、比率を18%未満に保つよう市債発行の抑制を続けていく必要があります。

将来負担比率

■ 紋別市 なし、全道都市平均 86.8%

将来負担比率では、紋別市は比率が算定されませんでした。比較的市債残高が多額にもかかわらず、比率が発生しなかったのは、近年市債の多くを過疎対策事業債という有利な条件（その元利償還金の70%が交付税に算入される⇒実質的な市の負担は30%）のものを優先的に借り入れていることのほか、ふるさと納税などによる充当可能基金の増加などが要因です。しかしながら、ふるさと納税による基金は次年度において活用がなされるものであるため、長期的な地方債償還などの将来負担財源としては活用されないため、一時的な比率の改善に左右されないよう注意が必要です。

★図表17 全道都市の状況

		財政再生基準を超えた団体数	早期健全化基準を超えた団体数	備考
健全化判断比率	実質赤字比率	0 団体	0 団体	
	連結実質赤字比率	0 団体	0 団体	
	実質公債費比率	1 団体	0 団体	夕張市
	将来負担比率		1 団体	夕張市
資金不足比率			0 団体	

8 財 政 用 語

この説明資料で使われている財政用語の主なものについて、簡単に説明いたします。

標準財政規模

地方自治体の一般財源の大きさを示す指標で、健全化法の4比率の分母に使われる重要な指標です。具体的には、標準税収入＋普通交付税＋地方譲与税＋臨時財政対策債で算出されます。

4比率以外の指標で使われる場合は、上記算定式の臨時財政対策債を含めない場合もあります。

会 計

市の会計は、不特定多数の市民に関連する一般会計と、特定の市民の利益のために設置する特別会計や企業会計を設置しています。特別会計を具体的に説明すると、国民健康保険事業は、平成30年度より北海道が運営責任主体となったことにより、保険給付費については北海道からの交付金で賄われていますが、医療水準や所得水準に応じて算定される納付金を、国民健康保険に加入している人達の保険税で納めており、下水道事業では、下水道が布設されている地域の人たちの使用料でまかなわれているという、受益と負担の関係で特別会計は成り立っています。

一般会計等

地方自治体の会計は一般会計のほかに、法律で必置となっている特別会計や、条例で設置できる特別会計があり、会計の数はバラバラです。健全化法では、他自治体との比較を容易とするために、公営企業会計とその他の特別会計に区分し、これらに該当しないものを一般会計等としています。

紋別市においては、一般会計のほか営農飲雑用水道事業と土地取得事業が、一般会計等に含まれます。

一般財源

自治体の裁量で用途が決められる性質の収入を一般財源といいます。予算費目では、普通税・地方交付税・地方譲与税などです。これに対して、国庫補助金のように用途が定められているものを特定財源といいます。

地方債（市債）

市が道路や学校などを造る建設事業の際に資金調達のために、政府や銀行から借り入れる長期の借金のごとで、皆さんの家計にたとえると、住宅ローンのようなものです。市債は、事業資金調達のほかに、世代間の負担を公平に調整する機能があります。道路や学校は長期間にわたり利用されますので、後世代の市民にも負担を求めるという考え方です。住宅ローンとの大きな違いは、元利償還金の一部が、地方交付税により国から補てんされるものもあるということです。

繰出金（繰入金）

会計間の資金のやりとりを行う予算科目で、支払い側の支出科目が繰出金で、受け取り側の収入科目が繰入金となります。健全化判断比率で使われる場合は、一般会計から特別会計等への支出の意味です。一般会計から特別会計等への繰り出しは、受益と負担の原則に反するように思えますが、特別会計に対して措置される地方交付税が、一括して一般会計で収入されることなどから、繰出金が発生するものです。

一時借入金

一般会計及び特別会計の予算については、歳入・歳出均衡の原則があります。しかし、資金需要期と収入時期は必ずしも一致するわけではないことから、年末の資金需要期など一時的に支払い資金が不足する場合があります。その際に金融機関から、一時的に資金を借り入れることを一時借入金といいます。

一時借入金は、年度内に償還しなければなりません。

債務負担行為

一般会計及び特別会計の予算については、予算はその年度毎に作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならないという、単年度主義の原則があります。しかし、複数年にわたる契約などが必要な場合もあり、単年度主義の例外として、債務負担行為の設定（議会の議決が必要）が認められています。

実質公債費比率で使用される、公債費に準ずる債務負担行為とは、自動車やコンピューターなどの耐久財を購入し、複数年で支払う場合が該当します。将来負担比率ではこのほか、年限を設定して行う民間に対する補助金なども債務負担行為に該当します。

地方交付税

地方税の税源が均等ではなく、著しい地域差がある状況を前提に、全国どこの市町村でもほぼ同一水準の一般財源を保障しようとするため、国税の一定割合（所得税の 33.1%、酒税の 50%、法人税の 33.1%、消費税の 20.8%、地方法人税の全額）を地方に交付するものです。

地方交付税は、普通交付税（交付税総額の 94%）と、災害などの特殊な財政需要に対応する特別交付税（同 6%）があります。

普通交付税の配分方法は「基準財政需要額－基準財政収入額」で算出します。

基準財政需要額

ごみ収集や義務教育など市が法令で定められた事業を実施するため、皆さんに住民税を負担していただいています。しかし、多くの自治体では、経費に見合う税収を確保できていないのが現状です。この財源不均衡を調整するのが地方交付税です。人口や面積を基準として、その自治体の規模において法令で定められた仕事をするための経費を算定します。これが基準財政需要額になります。

実質公債費比率や将来負担比率で使用されている、「災害復旧費に係る基準財政需要額」「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金」とは、いずれも市債の元利償還金のうち、地方交付税で措置される額のことです。交付税の算入科目や計算方法が違うために区別しているものです。準元利償還金とは、特別会計等が発行した市債に該当するものです。

基準財政収入額

各自治体での普通地方交付税の算定に用いるもので、いわば標準的な状態で徴収しうる税収のことです。これが基準財政需要額を上回る自治体は、地方交付税が交付されない不交付団体となります。